

「債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改定後	現行
債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方	債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方
平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年 1月 4日 改定 平成22年 1月 1日 改定 平成26年 4月 1日 改定 平成27年 4月 1日 改定 令和 元年10月15日 改定 令和 3年11月22日 改定 令和 4年〇〇月〇〇日	平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年 1月 4日 改定 平成22年 1月 1日 改定 平成26年 4月 1日 改定 平成27年 4月 1日 改定 令和 元年10月15日 改定 令和 3年11月22日
1・2 (略)	1・2 (略)
3 (1) (略)	3 (略)
<u>(2) 保険会社が、債務の株式化により、他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下のアからウまでの全てに当たる会社に限る。）の議決権をその総株主の議決権の10%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、原則として、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないものとして、法第11条第2項の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</u>	(新設)
<u>ア 保険業法（平成7年法律第105号）第106条第1項第14号に規定する内閣府令で定める会社として、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第56条第6項に規定する会社（同項第10号に該当するものを除く。）</u>	
<u>イ 保険会社及び銀行等（保険業法第276条の登録を受けた生命保険募集人である保険業法施行令（平成7年政令第425号）第39条各号に掲げる者をいう。）による</u>	

改定後	現行
<p data-bbox="263 353 810 560"><u>人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社及び当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む保険業法第106条第1項第14号の計画を作成している会社</u></p> <p data-bbox="245 568 810 730"><u>ウ イの計画について、保険業法施行規則第56条第6項第9号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定している会社</u></p> <p data-bbox="280 739 475 775">(注3) (略)</p> <p data-bbox="193 828 368 864">4・5 (略)</p>	<p data-bbox="903 739 1098 775">(注3) (略)</p> <p data-bbox="839 828 1015 864">4・5 (略)</p>